

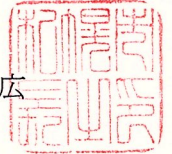


札幌市告示第3937号

平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の申告等の期限を延長するので、  
下記のとおり告示する。

平成30年 7月27日

札幌市長 秋元 克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域	
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市